

令和6年度第1回労災・自賠責医療委員会及び 第98回山口県自動車保険医療連絡協議会

と き 令和6年8月1日(木) 15:00～16:30

ところ 山口県医師会6階 会議室

[報告:専務理事 伊藤 真一]

1. 個々のトラブル事例について協議

以下、3件の事例について協議を行った。

- (1) 損保会社が患者から同意書を取ることができなかったために、同意書等書類送付なし。医療費支払い不能と言ってきた事案について。
- (2) 内科クリニックからの医療費の請求書類を損保が受け取り拒否した事例について。
- (3) 整形外科クリニックにおける加害者が交通事故を否認し、支払保留になっている事例について。

2. 公務災害医療における支払遅延問題について

本会が文書にて、公務災害医療に関する問題、認定まで4か月以上かかるのが稀ではない等の報告とともに、県内の医療機関を対象にアンケート調査を実施し、以下の結果が得られた。

- (1) 「健康保険証を提示され診療を行ったが公務災害の可能性があると説明した場合」

公務災害の認定申請を行っても、そのまま健康保険を使用し、患者負担分を徴収する。その後、公務災害が認定された後に、患者負担分を返還し、公務災害として請求し直すことへの賛成:71.9%

- (2) 「ほぼ確実な公務災害で、手続きを行う予定の患者の場合」

①自由診療分として一旦、医療費全額を患者に請求する。賛成:59.4%

②保険診療を基とした患者負担を徴収すべき。賛成:68.8%

3. 公務災害の請求・支払に関する指定医療機関の集合契約(案)について

- (1) 集合契約を締結する経緯

本会が県に要望した、「公務災害への手続きに関する意見照会について」の文書(令和6年2月26日付)において、県と本会との集合契約を締結することを提案した。その結果、本会会員の指定医療機関登録の協定書に関する協議を行うこととする。

また、協定書(案)を基に、「労災・自賠責医療委員会」で協議を行った。

- (2) 今後の県との協議事項

- ①請求・支払にかかる手数料について。
- ②本会に属せば、自動的に指定医療機関になることについて。
- ③令和7年4月実施に向けた、タイムスケジュールについて。

県下唯一の医書出版協会特約店

医学書専門 井上書店
看護学書

〒755-8566 宇部市南小串2丁目3-1(山口大学医学部横)

TEL 0836(34)3424 FAX 0836(34)3090

[ホームページアドレス] <http://www.mm-inoue.co.jp/mb>

新刊の試覧・山銀の自動振替をご利用下さい。